主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

特別抗告理由一について。

しかし、刑訴二四条の解釈に関する原決定の正当なることは、原決定の引用する 当裁判所大法廷の判例(判例集二巻一九二五頁以下)に照し明白であつて、同条が 憲法三七条一項又は三二条に違反しないとした原決定の判断は、当裁判所大法廷屡 次の判例(判例集二巻五号五一一頁以下、同三巻三号三五二頁以下参照)に徴しこ れまた正当とせざるを得ない。それ故、所論は、採るを得ない。

同二について。

所論は、違憲をいうが、その実質は、単なる法令違反、事実誤認の主張を出でないものであって、特別抗告適法の理由とならない。

同三について。

所論は、違憲をいうが、前示一、二について述べたとおりであるから、所論は、 その前提を欠きとるを得ない。

よつて、刑訴四三四条、四二六条一項に従い、裁判官の全員一致で、主文のとおり決定する。

昭和三四年三月二七日

最高裁判所第一小法廷

輔	悠	蒔		斎	裁判長裁判官
郎	俊	江		λ	裁判官
夫	潤	坂 坂	飯	下	裁判官
七	常	木		高	裁判官